

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
日本臓器移植ネットワーク	肺移植・心臓移植・HLA検査施設(法人会費)	500,000	500,000	H24.6.29	移植施設である当センターが臓器提供を受けるため	公社	国所管
日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	5,545,600		H24.4.27		公社	国所管
日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	1,411,600		H24.5.31		公社	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	930,000		H24.4.27		公財	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	720,000		H24.5.31		公財	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	750,000		H24.6.29		公財	国所管
日本適合性認定協会	ISO15189初回申請料	105,000		H24.6.29		公財	国所管
日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	5,204,800		H24.7.31		公社	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	900,000		H24.7.31		公財	国所管

日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	780,000		H24.8.31		公財	国所管
日本アイソトープ協会	放射線障害防止教育訓練講習受託料	123,900		H24.8.31		公社	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	630,000		H24.9.28		公財	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	570,000		H24.10.31		公財	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	480,000		H24.11.30		公財	国所管
日本適合性認定協会	臨床検査室初回審査料	2,319,450		H24.11.30		公財	国所管
日本適合性認定協会	臨床検査室維持料	1,144,500		H24.11.30		公財	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	450,000		H24.12.28		公財	国所管
大学技術移転協議会(一般社団法人)	正会員年会費	200,000	200,000	H24.12.28	大学・TLO等の知的財産管理及び技術移転に関する情報が得られ、産学連携業務の推進に資するため。		
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	780,000		H25.1.31		公財	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	870,000		H25.2.28		公財	
日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	660,000		H25.3.31		公財	
日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	12,004,240		H25.1.31		公社	国所管

21世紀職業財団関西事務所	「ハラスメント防止研修」講師派遣料	100,000		H25.1.31		公財	国所管
吹田市医師会 (一般社団法人)	平成23年度3期 分医師会費(追加 費用分)(法人会 費)	68,000	68,000	H24.4.27	会員へ提供される医療情 報や地域医療機関との 連携が必要であるため。		
	平成24年度3期 分医師会費(法人 会費)	336,000	336,000	H25.2.28			

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。